

令和6年度 診療報酬改定概要（技能認定登録者等関連項目抜粋）

※ 本稿における略称 ①脳血管疾患等＝脳血管等 ②廃用症候群＝廃用または廃用症候群

○ 疾患別リハビリテーション料の実施者別区分の創設

基本的な考え方：NDB,DPCデータを活用し、実施者を明確化した評価体系に見直す。

具体的な内容：リハビリテーションを実施した職種ごとの区分を新設する。

1単位報酬（点数）  
上段 基本報酬  
下段 日数超13単位

※ 技能認定登録者の 算定項目は太字、太枠内	標準的 算定日数	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		理学療法士による場合	作業療法士による場合	言語聴覚士による場合	医師による場合	イからニまで以外の場合
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	180日	245	245	245	245	
		(147)	(147)	(147)	(147)	
		200	200	200	200	
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	180日	(120)	(120)	(120)	(120)	100
		100	100	100	100	(60)
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)		(60)	(60)	(60)	(60)	100
		(60)	(60)	(60)	(60)	(60)
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)	120日	180	180	180	180	
		(108)	(108)	(108)	(108)	
		146	146	146	146	
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)	120日	(88)	(88)	(88)	(88)	77
		77	77	77	77	(46)
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)		(46)	(46)	(46)	(46)	77
		(46)	(46)	(46)	(46)	(46)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	150日	185	185		185	85
		(111)	(111)		(111)	(51)
		170	170		170	85
運動器リハビリテーション料(Ⅱ)	150日	(102)	(102)	(102)	(102)	(51)
		85	85	85	85	
運動器リハビリテーション料(Ⅲ)		(51)	(51)	(51)	(51)	(51)
		(51)	(51)	(51)	(51)	(51)

○ リハビリテーションに係る医療・介護・障害福祉サービス連携の推進

施設基準の緩和（脳血管等・廃用・運動器・障害児（者））概要

医療保険の疾患別リハビリテーションの実施時間中であっても、当該専従の従事者が当該保険医療機関が行う通所リハビリテーション（介護保険）又は、障害者の自立支援（機能訓練）に従事しても差し支えない。

また、当該施設、機械、器具を使用しても差し支えない。

○ 急性期におけるリハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の取り組みの推進 加算の新設

具体的な取り組みの概要：7対1又は10対1入院基本料の医療機関において、入院した患者全員に対し、ADL、栄養、口腔の評価、計画書の作成、他職種の取り組みを評価するもので、計画を作成した日を起算に14日を限度として、一日120点を加算する。（施設基準には療法士の病棟専従や管理栄養士の病棟専任などが設けられている）

○ リハビリテーションに係る医療・介護情報連携の推進

具体的な内容の概要：脳血管等、廃用、運動器リハビリテーション料を算定する患者が、介護保険の通所及び訪問リハビリテーションに移行する場合、又は、他の医療機関の疾患別リハビリテーションへ移行する場合、直近3ヶ月以内に作成したリハビリテーション実施計画書等を提供することとするを、算定要件及び施設基準に加える。※リハビリテーション計画提供料は廃止する。

○ 病態の応じた早期からのリハビリテーションの推進

具体的な内容の概要：ADL認知機能が低い患者、特定の医療行為を必要とする患者及び感染対策を必要とする患者に対し、疾患別リハビリテーションを提供した場合、急性期リハビリテーション加算を設ける。

○ 消炎鎮痛処置（1日につき）

- 1, マッサージ等の手技による療法 35点
- 2, 器具等による療法 35点
- 3, 湿布処置 35点

注意 = 令和6年度 診療報酬改定は、3月4日に厚生労働省より公表されましたので、告示、通知の施設基準算定要件等の詳細につきましては、同省のホームページ等をご参照ください。

また、協会本部においても、技能認定登録者及び消炎鎮痛処置等に関する問い合わせに応じておりますので、メールでお尋ねください。

—